

税の申告はお早めに

田無庁舎(2階展示コーナー) 2月16日(木)～3月15日(水)
 保谷庁舎(防災センター6階) 3月1日(水)～15日(水)

今年も市民税・都民税(住民税)、所得税の申告の時期が近づいてきました。平成18年度の住民税の申告は市で、平成17年分の所得税の確定申告は東村山税務署で、それぞれ受け付けを行います。
 受け付け初日と締切日間際には、窓口がたいへん込み合いますので、混雑する時期を避けて申告をお願いします。

市民税・都民税の申告

申告が必要な方
 平成18年1月1日現在、西東京市に住所があり、平成17年中に収入のあった方

平成18年1月1日現在、西東京市外に住所があり、西東京市内に事務所・事業所・家屋敷などを所有している方

国民健康保険に加入している方
 所得税の確定申告を税務署に提出される方は、市民税・都民税の申告の必要はありません。

市民税・都民税の申告書は、1月30日(月)に次の方に発送する予定です。
 ● 昨年、市民税・都民税の申告書を提出した方
 ● 昨年、西東京市に転入し、かつ国民健康保険に加入した方

確定申告用紙は、2月1日(水)～15日(水)は市民税課(田無庁舎4階、保谷庁舎1階)で、申告期間中は各申告会場で配布します。また、各出張所でも配布します。

所得のなかった方も申告を

平成17年中に所得のなかった方も、申告をすることにより、非課税証明書の発行(都営住宅の収入報告・シルバーパス申請などに必要)、国民健康保険料の算定、高齢福祉年金等の支給、老人医療証の

ところ	日 程
田無庁舎 (2階展示コーナー)	2月16日(木) ～3月15日(水)
保谷庁舎 (防災センター6階)	3月1日(水) ～15日(水)
受付時間	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時30分

受付時間は、混雑の状況により早く締め切ることがありますので、ご注意ください。

市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

ところ	日 程
新町福祉会館	2月3日(金)
下保谷福祉会館	2月6日(月)
保谷公民館	2月7日(火)
ひばりが丘図書館	2月8日(水)
住吉福祉会館	2月9日(木)
芝久保公民館	2月10日(金)
受付時間	午前9時30分～11時30分 午後1時～3時30分

市民税、都民税のみの相談・申告の出張受付窓口

申告場所

発行、介護保険料の算定などの基礎資料になりますので、申告用紙裏面の「所得収入」のなかった方の記載欄の当てはまる箇所に記入し、提出してください。

税理士会の無料説明会

市で相談およびお預かりできる所得税の確定申告書は次のとおりとなります。
 提出のみの方
 内容がすべて記入済みの申告書
 簡易な申告の方
 給与所得者の還付申告や公的年金等の申告(事業所得者で収支内訳書の作成ができていない方、土地・建物等譲渡の分離申告、住宅借入金(取得)等特別控除などの特殊な申告については、東村山税務署にご相談ください)。

申告の際、必要となるもの

申告書、印鑑、筆記具、計算機
 源泉徴収票等、平成17年中の収入金額のわかる書類
 国民健康保険・国民年金・介護保険料、生命保険料、損害保険料、医療費控除等の各控除を受ける場合は、平成17年中に支払った領収書等金額がわかるもの(生命保険料、損害保険料は控除証明書、国民年金保険料等は支払証明書の添付が必要で、医療費は領収書の添付と合計額を計算) 障害者の方は、障害者手帳または証明書
 還付申告の方は、申告者名義の銀行等の口座番号

作成説明会を行います。

1回あたり60人を定員とし、満員となり次第締め切ります。全4回分の整理券を午前9時半からお配りします。来場時にすでに満員の場合は入場できませんので、予めご了承ください。

税理士が講師となって申告書の作成方法を説明します。

個別に面談する方式ではありませんのでご注意ください。また、作成した申告書を当日、相談会場で提出することはできませんので、予めご了承ください。

給与・年金以外の収入のある方は、説明会の対象となっておりません。

○車での来場は遠慮ください。
 平成17年分の公的年金等の源泉徴収票・筆記具・計算機をご持参ください。

税理士会の無料相談

所得金額が高額な方や相談内容が複雑な方は、税務署または有料で税理士にご相談ください。
 受付時間は混雑の状況により、早く締め切ることがあります。車での来場は遠慮ください。

源泉徴収票、筆記具、計算機等をご持参ください。

と き	と ころ
1月26日(木)	保谷こもれびホール (小ホール)
第1回 午前10時	
第2回 午前11時	
第3回 午後2時	
第4回 午後3時	

税務署からのお知らせ

税務署では、確定申告書の記載方法などについて疑問等がある方に書き方のアドバイスをさせていただきます。あらかじめ住所・氏名・扶養控除、所得金額欄などわかるところは記載し、来署してください。手引きに従って必要事項を記入すればできあがるようになりますので、ぜひご自身の手で作成してみてください。

日曜窓口開設

東村山税務署では、平成17年分確定申告作成のアドバイスおよび申告書の受け付けを行います。
 と き・ところ 2月19日・26日(日) 午前9時～正午、午後1時～5時・東村山税務署

還付の申告をする方へ

還付の申告は、税理士会等との共催による「広域還付申告センター」(左表参照)が便利です。同センターでは次の業務を行います。還付の申告書の受け付け(預かり) 提出された申告書は、それぞれの住所地(納税地)へ送付 所得税の申告書用紙の配付 還付申告書の書き方のアドバイス 株式や土地・建物等の売却による譲渡所得や贈与のある方を除く



所得者の消費税等の引き落とし日は4月27日(木)です。

所得者の消費税等の引き落とし日は4月27日(木)です。国税局からののお知らせ

「e Tax」ホームページで所得税の申告と納税は、2月16日(木)～3月15日(水)です。贈与税の申告と納税は、2月1日(水)～3月15日(水)です。個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は、3月31日(金)までです。

申告は正しくお早めに 納税は口座振替で

所得税の申告と納税は、2月16日(木)～3月15日(水)です。贈与税の申告と納税は、2月1日(水)～3月15日(水)です。個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は、3月31日(金)までです。

国税庁ホームページのご案内

国税庁ホームページで所得税の確定申告書の作成(検算)ができます。国税庁ホームページの「所得税の確定申告書作成コーナー」で作成した申告書は、税務署に提出することができます。

還付の申告をする方へ

還付の申告は、税理士会等との共催による「広域還付申告センター」(左表参照)が便利です。同センターでは次の業務を行います。還付の申告書の受け付け(預かり) 提出された申告書は、それぞれの住所地(納税地)へ送付 所得税の申告書用紙の配付 還付申告書の書き方のアドバイス 株式や土地・建物等の売却による譲渡所得や贈与のある方を除く

所得税の申告と納税は、2月16日(木)～3月15日(水)です。贈与税の申告と納税は、2月1日(水)～3月15日(水)です。個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は、3月31日(金)までです。

申告は正しくお早めに 納税は口座振替で

所得税の申告と納税は、2月16日(木)～3月15日(水)です。贈与税の申告と納税は、2月1日(水)～3月15日(水)です。個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は、3月31日(金)までです。

所得税の申告と納税は、2月16日(木)～3月15日(水)です。贈与税の申告と納税は、2月1日(水)～3月15日(水)です。個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は、3月31日(金)までです。

国税庁ホームページのご案内

国税庁ホームページで所得税の確定申告書の作成(検算)ができます。国税庁ホームページの「所得税の確定申告書作成コーナー」で作成した申告書は、税務署に提出することができます。

還付の申告をする方へ

還付の申告は、税理士会等との共催による「広域還付申告センター」(左表参照)が便利です。同センターでは次の業務を行います。還付の申告書の受け付け(預かり) 提出された申告書は、それぞれの住所地(納税地)へ送付 所得税の申告書用紙の配付 還付申告書の書き方のアドバイス 株式や土地・建物等の売却による譲渡所得や贈与のある方を除く

国税局からののお知らせ

所得者の消費税等の引き落とし日は4月27日(木)です。国税局からののお知らせ

所得税の申告と納税は、2月16日(木)～3月15日(水)です。贈与税の申告と納税は、2月1日(水)～3月15日(水)です。個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は、3月31日(金)までです。

申告は正しくお早めに 納税は口座振替で

所得税の申告と納税は、2月16日(木)～3月15日(水)です。贈与税の申告と納税は、2月1日(水)～3月15日(水)です。個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は、3月31日(金)までです。

所得税の申告と納税は、2月16日(木)～3月15日(水)です。贈与税の申告と納税は、2月1日(水)～3月15日(水)です。個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は、3月31日(金)までです。

国税庁ホームページのご案内

国税庁ホームページで所得税の確定申告書の作成(検算)ができます。国税庁ホームページの「所得税の確定申告書作成コーナー」で作成した申告書は、税務署に提出することができます。

還付の申告をする方へ

還付の申告は、税理士会等との共催による「広域還付申告センター」(左表参照)が便利です。同センターでは次の業務を行います。還付の申告書の受け付け(預かり) 提出された申告書は、それぞれの住所地(納税地)へ送付 所得税の申告書用紙の配付 還付申告書の書き方のアドバイス 株式や土地・建物等の売却による譲渡所得や贈与のある方を除く

国税局からののお知らせ

所得者の消費税等の引き落とし日は4月27日(木)です。国税局からののお知らせ

と き	と ころ
2月1日(水)～16日(木)	JR東京駅 動輪の広場
2月21日(火)～23日(木)	JR新宿駅西口広場 イベントコーナー

午前10時～午後6時
 土・日・祝日を除く。東京都との共催により開催